

第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画

1 背景・趣旨

国は、平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」において、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「子ども教室」という。）の一体的な、または連携した実施を進めることとしており、本市においても平成27年3月に「鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定し、現在まで児童クラブと子ども教室の計画的な整備を進めてきました。

平成30年9月には、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、児童クラブの待機児童の解消、児童クラブと子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定されています。この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市においても放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、第1期計画における取組状況等を踏まえ、「第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

3 本市における実施状況

(1) 児童クラブの状況（クラブ数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学校施設	28	30	33	34	34
専用施設	15	15	17	15	16
公共施設	9	9	10	12	12
民間施設	2	2	3	7	9
計	54	56	62	68	71

(2) 子ども教室の状況（教室数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
子ども教室	4	4	5	5	4
うち一体型	1	1	2	2	2
うち連携型	0	0	0	0	0

※一体型……児童クラブと子ども教室を、同一の小中学校内の活動場所において実施しており、子ども教室が実施する共通プログラムに児童クラブの児童が参加できるもの。

※連携型……児童クラブと子ども教室の活動場所が少なくとも一方が小中学校内等以外の場所にあつて、子ども教室が実施する共通プログラムに児童クラブの児童が参加できるもの。

4 具体的方策、目標等

(1) 児童クラブの令和7年度に達成されるべき目標事業量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み①		3,354	3,600	3,750	3,859	3,930
確保量	人数②	3,354	3,600	3,750	3,859	3,930
	クラブ数	75	80	85	90	95
過不足②-①		0	0	0	0	0

(2) 一体型または連携型の児童クラブ及び子ども教室の平成32年度に達成されるべき目標事業量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一体型または連携型のか所数	2	2	3	3	3

(3) 子ども教室の令和7年度までの整備計画

児童クラブが開設できない小中学校区で、地域の実情に応じて子ども教室の開設を支援します。また、児童クラブが開設されている小中学校区については、地域の実情やニーズにより子ども教室の開設を検討することとし、開設する際は児童クラブとの一体型又は連携型を原則とします。

(4) 児童クラブ及び子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ア 児童クラブ及び子ども教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、児童クラブの支援員等と子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、プログラムの内容、実施日等を検討するため、小学校区ごとに、学校関係者も含め定期的な打ち合わせの場を設けることとします。

その際、子ども教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、児童クラブの支援員等が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせて対応していくこととします。

イ 実施する際には、児童の安全面に十分配慮した人員配置やプログラムに努めます。また、プログラム終了後、児童クラブに移動する際には児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

(5) 小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策

児童クラブの開設場所については、まずは学校施設内を第一とし、学校内に確保できない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。学校施設の利用にあたっては、学校、児童クラブ、教育委員会で協議し、特別教室等について、学校と利用時間帯を分けて共用することにより、開設場所の確保を図っています。

また、学校施設の利用にあたっては、申合せとして学校と児童クラブで利用方法のルールについて取り交わすことを推進し、円滑で効果的な施設の利用を促進しています。

子ども教室の開設場所については、開設当初に小学校内で余裕教室等が確保できず、いずれも小学校外で実施しています。今後、一体型又は連携型の子ども教室を新規に開設する場合には、児童クラブと同様に学校施設内を第一に検討します。

(6) 児童クラブ及び子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

本市では、児童クラブは、学校や教育委員会との連携を図り、事業を円滑に実施するため、平成15年度から教育委員会が所管しています。子ども教室は開始当初から教育委員会が所管しており、今後も両事業を教育委員会で所管することにより、総合的な放課後の児童の健全育成を推進します。

また、福祉部局との綿密な情報交換により、就学前の幼児や、子育て世帯に対する施策の連携に努めます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

本市では、放課後児童クラブ支援員を対象に配慮を必要とする児童への研修を実施しています。また、本市主催の研修以外にも、県や各種団体が実施する研修の案内を行い、積極的な知識の取得を推進しています。

個別のケースについて相談がある場合は、放課後児童クラブアドバイザーが各児童クラブを巡回し、関係機関との連携を図っています。

(8) 地域の実情に応じた児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

開所時間の延長については、毎年保護者会等でニーズ調査を行い、実情に合わせて実施することを呼びかけていますが、引き続き促進していきます。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の取得をする場として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る手助けを行えるよう、引き続き支援していきます。

(10) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、利用者や地域住民へ活動内容を周知する機会を設けるよう呼びかけを行います。